

防府市農業経営改善計画認定事業実施要領

平成7年4月1日制定

この要領は、防府市農業経営改善計画認定事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1 目的

この事業は、防府市における「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）の中で掲げる具体的経営基本指標である、主たる農業従事者一人当たりの年間農業所得概ね350万円、年間労働時間2,000時間程度を達成し、農業経営の発展を目指す意欲と能力のある個別経営体、及び、組織経営体を地域農業の担い手として明確化し、これら経営体と地域の大半を占める兼業農家・高齢専業農家等が一体となって、生産性の高い地域農業を構築できるよう積極的に推進することを目的とする。

第2 認定基準

農業経営改善計画（以下「計画」という。）の認定基準は以下のとおりとする。

- (1) その計画が基本構想に掲げる具体的な経営基本指標、及び、営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営として適切であること。
- (2) その計画に掲げる経営改善の目標が可能であること。
- (3) 地域農業振興上、特定の者を認定農業者とすることが必要な場合は、計画に記載された目標が下回る場合であっても、認定できるものとする。

第3 認定の申請

(1) 申請者の要件

- ① 防府市の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者。
- ② 計画を作成し、農用地利用権設定等による経営改善の意思が

あること。

- ③ 申請者が組織経営体の場合は、原則として法人格を有するものに限る。ただし、すでに法人化の手続きを開始している場合には対象とする。
- ④ 農業に対する意欲と技術を前提に企業的経営にもとづく先進的な農業経営を目指していること。

(2) 申請方法

- ① 本事業により市長の認定を受けようとする者は、別記様式により申請するものとする。
- ② 計画に掲げる目標年次は5年後とし、借入地（利用権設定等）による規模拡大の目標面積については、概ね見通しがあること。
- ③ 計画作成に際しては、農業委員会、山口農林水産事務所、農業協同組合等関係機関と十分協議し、農林水産振興課へ提出するものとする。

第4 認定の手順

(1) 審査

市長は、第3（2）の規定に基づく計画認定申請書又は変更認定申請書の提出があった時は、必要に応じて関係機関の意見を聴取し、申請内容を市の基準に照らし審査を行う。

(2) 認定

市長は、認定が適当と認められる場合は、その旨を当該申請者に通知するとともに、認定書を交付する。

なお、認定が不適当な場合は、その旨を当該申請者に通知する。

(3) 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定の日から起算して5年間とする。

なお、認定変更に係る有効期間は、当初認定期間の残余期間とする。

(4) 農業委員会への通知

市長は、認定をした時、認定申請書及び認定書の写しを付し

て、認定した旨を農業委員会へ通知する。

第5 山口農林水産事務所、農業委員会、農林水産振興課等関係機関が、相互に連携を取り合い当該制度の普及にあたるものとする。

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。